



鳥取県公報

平成12年 6月13日(火)
第 7 1 8 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示
 - 字の区域の変更（市町村振興課）…………… 1
 - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）…………… 2
 - 土地改良法による換地処分（耕地課）…………… 2
 - 国土調査法による事業計画の決定（ ）…………… 2
 - 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）…………… 4
 - 開発行為に関する工事の完了（ ）…………… 4
- ◇ 公 告
 - 交通誘導警備に係る検定の実施（生活安全企画課）…………… 4
- ◇ 調 達 公 告
 - 公募型指名競争入札の実施（管理課）…………… 6
- ◇ 正 誤
 - 平成12年 5月26日付鳥取県告示第336号中訂正 …………… 7
 - 平成12年 5月30日付鳥取県告示第348号中訂正 …………… 7

告 示

鳥取県告示第363号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業に係る小波地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成12年 6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成11年10月8日現在の地番による。）
大字小波字原畑	大字小波字原畑のうち194から196まで、197の1から197の3までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字小波字原田	大字小波字原田のうち239の1の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字小波字中原田	大字小波字原田239の1の一部及びこれと一体をなす国有地 大字小波字中原田の全域
大字小波字下原田	大字小波字原畑194から196まで、197の1から197の3までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小波字下原田の全域

大字小波字泉原	大字小波字泉原のうち432の5の一部、432の30の一部、432の34の一部、432の45、432の46、432の47の一部、432の58の一部、432の96の一部以外の区域 大字平岡字上向山455の5の一部、455の6の一部、455の9の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに456の6、456の8と一体をなす国有地の一部
大字平岡字上向山	大字小波泉原432の5の一部、432の30の一部、432の34の一部、432の45、432の46、432の47の一部、432の58の一部、432の96の一部 大字平岡字上向山のうち455の5の一部、455の6の一部、455の9の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに456の6、456の8と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第364号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成12年7月29日までの間、鳥取県生活環境部県民生活課において公衆の縦覧に供する。

平成12年 6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 申請のあった年月日
平成12年 5月29日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取砂丘環境保全ボランティア協会
- 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
遠山 正瑛
- 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市青葉町一丁目322-1
- 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、鳥取砂丘の環境悪化を防止し、かけがえのない自然環境を保全することを目的とする。

鳥取県告示第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る小波地区の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成12年 6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第366号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成12年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成12年 6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	調査面積（平方キロメートル）
鳥 取 市	鳥取市桂木、広岡、杵宜谷、生山及び津ノ井の各一部	平成13年 3月30日まで	0. 8 3

倉吉市	倉吉市上大立及び大立の各一部	〃	2. 6 3
国府町	岩美郡国府町大字木原、大字下木原、大字神垣及び大字美歎の各一部	〃	2. 5 0
福部村	岩美郡福部村大字岩戸、大字八重原及び大字海士の各一部	〃	2. 2 6
郡家町	八頭郡郡家町大字石田百井、大字土師百井、大字米岡、大字山田、大字花原及び大字山路の各一部	〃	4. 4 4
船岡町	八頭郡船岡町大字下野及び大字大江の各一部	〃	0. 5 6
八東町	八頭郡八東町大字日田、大字鍛冶屋及び大字用呂の各一部	〃	3. 3 7
智頭町	八頭郡智頭町大字中田、大字坂原、大字岩神、大字西字塚及び大字河津原の各一部	〃	1 4. 3 9
東郷町	東伯郡東郷町大字長和田、大字門田、大字野花、大字羽衣石、大字引地、大字小鹿谷及び大字田畑の各一部	〃	1. 4 5
三朝町	東伯郡三朝町大字福山、大字今泉、大字湯谷、大字牧及び大字赤松の各一部	〃	4. 0 4
関金町	東伯郡関金町大字安歩、大字大鳥居、大字松河原及び大字泰久寺の各一部	〃	2. 2 3
北条町	東伯郡北条町曲、下神、北尾及び鳥の各一部	〃	1. 2 1
東伯町	東伯郡東伯町大字八橋、大字笠見、大字丸尾、大字保、大字田越、大字浦安、大字三保、大字倉坂、大字公文、大字山田、大字大杉、大字美好、大字福永及び大字野田の各一部	〃	2. 4 6
赤碕町	東伯郡赤碕町大字尾張及び大字光の各一部	〃	2. 6 5
西伯町	西伯郡西伯町大字境、大字北方及び大字猪小路の各一部	〃	2. 1 8
会見町	西伯郡会見町朝金の一部	〃	1. 4 8
岸本町	西伯郡岸本町真野、番原及び久古の各一部	〃	3. 3 2
淀江町	西伯郡淀江町大字西原、大字福井、大字福頼、大字平岡、大字西尾原及び大字平岡の各一部	〃	0. 9 9
大山町	西伯郡大山町所子、唐王、清原、荘田、妻木、富岡、長田、平、神原、平木、中高及び野田の各一部	〃	3. 3 7
中山町	西伯郡中山町東積、樋口、石井垣、潮音寺、羽田井、栄田、田中、下市及び殿河内の各一部	〃	2. 4 7
日南町	日野郡日南町矢戸の一部	〃	4. 7 0
江府町	日野郡江府町大字尾之上原及び大字池ノ内の各一部	〃	3. 2 8
溝口町	日野郡溝口町荘の一部	〃	2. 4 6

鳥取県告示第367号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成12年6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画地区計画 鳥取新都市地区地区計画
- 2 縦覧場所
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第368号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により告示する。

平成12年6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成11年5月21日鳥取県指令米土維10-第1号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡淀江町大字西原字東外ヶ濱、字福田開、字北沼田
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市東福原六丁目12-40
協同組合丸合
理事長 梅林 哲朗

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2の規定に基づき、警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成12年6月13日

鳥取県公安委員会委員長 森 田 泰 徳

- 1 検定の種別及び級
交通誘導警備 2級
- 2 実施日時
平成12年9月30日（土）午前9時から午後5時まで
- 3 実施場所
東伯郡大栄町大字由良宿1300 鳥取県自動車運転免許試験場
- 4 検定の内容

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 事故の発生時における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 事故の発生時における応急の措置に関すること。

5 受験資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- (2) 平成12年9月30日現在満18歳以上であること。
- (3) 警備業法第3条第1号から第5号までのいずれにも該当しないこと。
- (4) 警備員等の検定に関する規則第11条第1項の規定により検定の合格を取り消された者にあつては、当該取消しの日から起算して3年を経過していること。

6 検定申請書の受付期間

平成12年8月1日（火）から同月15日（火）まで

7 検定申請書の提出先

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にある者にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による検定申請書の提出は、認めない。

8 検定申請書の提出部数等

検定申請書は正副2通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 履歴書及び住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）
- (2) 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書
- (3) 警備業法第3条第5号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書
- (4) 警備業法第3条第1号から第5号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (5) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (6) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にある者にあつては、当該営業所に属することを証する書面（所定に様式によること。）

9 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、22,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を検定申請書正本の下部欄外の余白にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

10 その他

- (1) 受験者は、筆記用具を持参すること。
- (2) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0111）にすること。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成12年6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務概要

- (1) 業務名 米子警察署庁舎新築工事の基本・実施設計業務
- (2) 業務の内容 建物の基本及び実施設計業務（建築設備、外構及び付帯工事に係るものを含む。）
- (3) 履行期間 契約日から平成13年3月20日（火）まで

2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者とする。

- (1) 鳥取県内に本店たる事業所を有すること。
- (2) 平成10年12月鳥取県告示第830号（測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成11年12月鳥取県告示第784号（測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）、に基づく入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタントに関するものを有すること。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定の基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (4) 本件業務に配置可能な技術部門の要員を有すること。
- (5) 平成12年6月13日（火）から同月21日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成12年6月13日（火）現在で建築士法第4条の規定による一級建築士の資格を有する者を4名以上専属で有している者であること。
- (7) 平成2年度以降に契約当事者として、昭和54年建設省告示第1206号（建築士法第25条の規定に基づき建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準）別表第1の第2類の建築物（庁舎及び事務所並びにこれらに類する建築物に限る。）又は第3類の建築物であって延べ床面積が2,000平方メートル以上のものの建築設計を行った実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として設計した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。

3 競争入札参加者の指名に係る手続等

(1) 担当部局

〒680-8570

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎5階

鳥取県土木部管理課

電話番号 0857-26-7347

(2) 参加表明書説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成12年6月13日（火）から同月21日（水）までの日（日曜日、土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 参加表明書の提出方法等

ア 提出方法

本件入札に参加を希望する者は、参加表明書説明書に基づき参加表明書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ

ウ 提出期間

(2)のアに同じ

(4) 競争入札参加者の指名

提出された参加表明書を基に、次の項目について審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

ア 主要業務に係る実績

イ 専門分野別技術職員の状況

ウ 担当予定技術者の資格、経験、業務実績及び手持ち業務の状況

エ 業務の実施体制

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3の(1)に同じ。

(2) 詳細は、参加表明書説明書による。

(3) 平成12年6月21日(水)から契約の締結を行うまでの間に、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けた者とは、契約を行わない。

正 誤

平成12年5月26日付鳥取県告示第336号(液化石油ガス販売事業者の認定について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

平成12年6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

頁 行 誤 正

1 下から15 児嶋 祥吾 児嶋 祥悟

平成12年5月30日付鳥取県告示第348号(保安林の指定予定について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

平成12年6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

頁 行 誤 正

4 下から3 対の 次の